

富山県高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画の 基本目標について（案）

高齢期になっても住み慣れた地域で人生を送ること、元気な方から介護が必要な方まで高齢者がいかなる状態であっても、一人ひとりの尊厳が尊重され、自己決定が重視された自立した生活を安心して営むことは、誰もが抱く共通の願いです。

一方で、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）までの間には、高齢化の一層の進展に加え、高齢者の一人暮らし・夫婦のみ世帯の増加や、認知症高齢者の増加などが見込まれています。こうしたなか、介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケア体制の構築が必要です。

このため、本計画では、「基本目標」を

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいをもちながら、
住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築
～地域包括ケア体制の構築に向けて～

とします。

県では、行政、サービス事業者、企業だけでなく、地域社会で暮らす高齢者自身や県民一人ひとりが、互いに連携・協力し、すべての高齢者が、健康で生きがいをもちながら、また、介護が必要となっても、住み慣れた地域の中で、安心した生活を営み続け、その人生を全うすることができるような社会の実現を目指します。

（参考1）現計画の基本目標

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいをもちながら、
住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築
～地域包括ケア体制の実現を目指して～

（参考2）介護保険法第5条（国及び地方公共団体の責務）第3項

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

（参考3）新・元気とやま創造計画の「高齢者福祉の充実」における政策目標

高齢者が健康で生きがいのある生活を送り、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けられること。